

都市農業振興特別対策事業実施要領

6産労農振第2744号

令和7年4月1日

第1 趣旨

東京農業経営強靱化事業実施要綱（令和7年4月1日付6産労農振第2742号、以下「都要綱」という。）第3の（1）の都市農業振興特別対策事業については、都要綱によるほか、この要領により実施するものとする。

第2 事業の内容

本事業は、「強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱」（令和4年4月1日付け3農産第2890号、農林水産事務次官依命通知、以下「国要綱」という。）第3の（1）の「産地基幹施設等支援タイプ（都道府県整備事業）」のうちアの産地競争力の強化を目的とする取組とする。

事業の実施に当たっては、国要綱とこれに基づく通知、その他関係法令、農林水産省の通知等によるほか、都要綱及びこの要領によるものとする。

第3 事業費

本事業は、原則として補助対象経費が1億円以上のものを対象とする。

第4 事業実施主体

- 1 本事業の実施主体は、国要綱別表1のⅠ（以下「別表1のⅠ」という。）の事業実施主体の欄の1の実施主体のうち、区市町、農業者の組織する団体、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの又はその他事業目的に資するものとして知事から協議のあった団体とする。
- 2 以下の項目に該当する者は事業実施主体として認めないことがある。
 - （1）地域において不適正な農地利用を行った者
 - （2）過去に国、都道府県、区市町村等からの助成に関し、不正等の事故を起こした者
 - （3）公序良俗に反する行為を行った者
 - （4）その他、知事が事業実施主体として適切でないと判断する者

第5 対象地域

本事業の対象地域は、国要綱別記1（以下「別記1」という。）のⅠの第1に定める地域とする。

第6 事業の実施等

1 事業で実施するメニュー、採択要件及び交付率

本事業の具体的なメニュー、採択要件及び交付率は、別表1のIに掲げるとおりとする。

このほか、同表に定める事業等は、別記1に定める基準を満たしていなければならないものとする。

2 成果目標の基準及び目標年度

(1) 成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、別記1に定めるところによるものとする。

(2) 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

ただし、次に掲げる事業については、以下のとおりとする。

a 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)のうち果樹の優良品種系統等への改植・高接については、事業実施年度から8年後、茶の優良品種系統等への改植については、事業実施年度から7年後とする。

b 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のエの畜産物産地基幹施設整備のうち(ウ)から(オ)まで及び1の(2)のカについては、事業実施年度から6年以内とする。

c 別表1のIのメニューの欄の1のうち農畜産物輸出に向けた体制整備及びスマート農業実践施設の整備の取組については、事業実施年度から5年以内とする。

d 別表1のIのメニューの欄の1の(2)のオについては、事業実施年度から3年以内とする。

e 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ア)、(エ)及び(オ)のうち、環境保全(小規模公害防除)の取組については、事業実施年度から5年以内とする。

f 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(オ)のうち土づくりの取組(被災農地の地力回復)については、事業実施年度から3年後とする。

3 事業費の低減

事業実施主体は、本対策を実施するに当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除するなど、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

4 費用対効果分析

別表1のIのメニューの欄の1の事業を実施する場合、事業実施主体は、事業実施前に整備する施設等の導入効果について、農林水産省農産局長又は農林水産省畜産局長が別に定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討の上、整備する施設等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合に限り、事業を実施することとする。

5 地域提案

知事は、地域の実情を踏まえ、成果目標を達成する観点から、別表1のIのメニューの欄の1について、メニューの欄に示された事業の具体的な取組内容以外に、地域として独自の取組(以下「地域提案」という。)を実施できるものとする。

ただし、地域提案を実施するに当たって要する経費に対する交付金の総額は、都へ交付された交付金のうち、別表1のIのメニューの欄の1の交付金総額の20%を上限とするものとする。

第7 事業の実施手続等

- 1 事業実施主体は、別記1の別表3に定める項目その他必要な事項を内容とする事業実施計画を作成し、区市町長に提出するものとする。
- 2 区市町長は、1により提出された事業実施計画の内容を踏まえ、別紙様式1号により、区市町事業実施計画（以下「区市町計画」という。）を作成し、別紙様式2号により知事あてに提出し、その成果目標の妥当性について協議するものとする。
- 3 区市町長は、区市町計画に関して以下の事由が存在する場合にあっては、2の提出を行う際に、あわせて、事業実施計画の内容等についても、別紙様式1号及び2号により、知事と協議を行うものとする。

ただし、特認団体（別表1のIの事業実施主体の欄に定める特認団体をいう。以下同じ。）として事業実施予定の団体が含まれる場合においては別紙様式3号による協議も併せて行うものとする。

- (1) 区市町計画に地域提案が含まれる場合
- (2) 別表1のIの採択要件の欄の1の(5)に定める総事業費に満たないものの、第6の4に定める費用対効果分析を実施し、区市町が地域の実情を踏まえて必要と認める産地基幹施設の設置を内容とする事業実施計画が含まれる場合
- 4 知事は、2及び3の協議を受けた場合は、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催して協議の内容を検討することとし、検討会の運営に当たっては公平性の確保に努めるものとする。

ただし、複数年度にわたって事業を実施する事業実施主体の協議の内容の検討に当たっては、既に知事との協議が整っている場合は、書類のみによる審査も可とする。

- 5 区市町長は、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、区市町計画の取組内容を変更することができるものとする。

ただし、以下に掲げる場合にあっては、重要な変更として、2に準じた手続を行うものとする。

- (1) 成果目標の変更
- (2) 地域提案の事業内容の変更
- (3) 特認団体が実施する事業内容の変更

6 事業の着手

事業の着手は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第8 事業の実施期間

事業実施期間は、別表1のIのメニューの欄の取組内容ごとに以下に定めるところによるものとする。

- (1) 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のエの(ア)から(オ)まで及び(2)のエ

及びカに係る取組については、3年以内とすることができる。

(2) 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ア)、(エ)及び(オ)のうち、環境保全(小規模公害防除)の取組については、5年以内とすることができる。

(3) 補助金の要望額が10億円を超える取組については、2年とすることができる。

(4) (1)から(3)までに掲げるもの以外の取組については、1年とする。

第9 助成措置

都は、予算の範囲内において、成果目標の設定状況等に応じ、本対策に必要な経費について助成するものとする。

第10 事業実施状況の報告等

1 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度までの間における成果目標の達成状況について、別記1の別表4に定める項目も含めて、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書により区市町長に報告するものとする。

2 区市町長は、1による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるものとする。

3 区市町長は、1による報告の点検結果について、目標年度の翌年度の8月末までに、別紙様式4号及び5号により知事に報告するものとする。

なお、2による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。

4 都は、区市町長に対し、3に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

第11 事業の評価

事業実施計画等に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

1 事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別記1の別表4に定める項目を含めて評価報告を作成し、その結果を区市町長に報告するものとする。

なお、次に掲げる事業については、中間的な評価を以下の時期に実施するものとする。

(1) 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)のうち茶の優良品種系統等への改植の場合及びエの畜産物産地基幹施設整備のうち(ウ)から(オ)までについては、事業実施年度から4年度目

(2) 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)のうち果樹の優良品種系統等への改植・高接については、事業実施年度から5年度目

2 区市町長は、1の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないときその他必要と判断したときは、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

3 区市町長は、2に定める点検評価の結果について、目標年度の翌年度の8月末までに、

別紙様式4号及び5号により知事に報告するものとし、2に基づき改善措置を講じた場合には、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。

- 4 知事は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。

第12 指導推進等

- 1 知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、区市町及び農業団体等の関係機関との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取組を行う事業実施地区が都や区市町域を超える場合等においては、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

- 2 対策の適正な執行の確保

都は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、本対策の関係部局以外の者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、都市農業振興特別対策事業実施要領（令和3年4月1日付2産労農振第3014号。以下、「旧実施要領」という。）は、令和7年3月31日に廃止する。
- 3 この要領の施行前に、旧実施要領に基づいて行われた行為は、この要領の施行後もなおその効力を有する。